

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2019/1/21号 (No. 297)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、「専利代理管理弁法」で意見募集(国家知識産権網 2018年12月29日)

○ 中央政府の動き

1. 中国デンマーク、中国ポルトガル PPH 試行プログラムが期間延長(国家知識産権網 2018年12月26日)
2. 商標局が商標データベースを公開、無料利用可能(国家知識産権網 2018年12月26日)
3. 国務院常務会議で知的財産権審査活動の効率向上を要求(国家知識産権網 2018年12月25日)
4. 全国知識産権局局長会議が北京で開催、19年活動方針を決定(国家知識産権網 2019年1月9日)
5. 国務院、イノベーション関連改革支援措置第2弾を発表(中国政府網 2019年1月8日)
6. 全国市場監督管理活動会議が北京で開催、知財保護を一層強化へ(中国政府網 2018年12月28日)
7. 国家知識産権局と韓国特許庁、1月1日より GSP 試行プログラムを始動(国家知識産権網 2018年12月27日)
8. 国家市場監督管理総局、「行政処罰手続き暫定規定」を公布(中国打撃侵權工作網 2018年12月26日)

○ 地方政府の動き

1. 「四川省食品飲料産業専利ナビゲーション研究報告書」が発表(国家知識産権網 2018年12月29日)
2. 中国(深セン)知的財産権保護センター、中国(南方)知的財産権運営センターが設立(広東省市場監督管理局 2018年12月28日)

○ 司法関連の動き

1. 青海知識産権局と省高級法院、西寧市中級人法院が協力協定締結(国家知識産権網 2018年12月24日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 税関総署、「龍騰行動」で知財侵害貨物309万点押収(中国打撃侵權工作網 2018年12月25日)
2. 上海質検局執法総隊、電子商取引分野の模倣品摘発活動を推進(中国打撃侵權工作網 2018年12月28日)

○ 統計関連

1. 中国の海外における特許出願が昨年6万件超、15%増(国家知識産権網 2018年12月21日)
2. 今年のマドプロ出願が9.6万件、審査期間が6ヶ月以内に短縮(中国打撃侵權工作網 2018年12月21日)
3. 今年の音楽著作権使用料が3億元を超える見通し、昨年は2億1600万元(国家版權局公式サイト 2018年12月18日)
4. 中国の特許保有件数が160万件を突破、総合実力も一段向上(国家知識産権網 2019年1月9日)
5. 中国の国家ハイテク区のGDPが全国の11.5%に、17年(国家知識産権戦略網 2018年12月27日)

○ その他知財関連

1. 中国国家著作権局と日本国文化庁が上海で著作権セミナーを開催(国家著作権局公式サイト 2018年12月21日)
2. インターネット企業36社が「社会的責任履行イニシアチブ」に署名(中国打撃侵權工作網 2018年12月20日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、「専利代理管理弁法」で意見募集★★★

国家知識産権局(CNIPA)がこのほど、「専利代理管理弁法(意見募集稿)」を公式サイトで公布した。1月29日までに一般向け意見募集する。意見募集稿に関する説明も同時に掲載されている。

「専利代理管理弁法」に関する意見は以下の方法で提出することができる。

▽電子メール:tiaofasi@sipo.gov.cn

▽FAX:010-62083681

▽書簡:北京市海淀区西土城路6号 国家知識産権局条法司条法一处 〒10088

(出典:国家知識産権網 2018年12月29日)

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1135042.htm>

○ 中央政府の動き

★★★1. 中国デンマーク、中国ポルトガル PPH 試行プログラムが期間延長★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)とデンマーク特許商標庁(DKPTO)が締結した「CNIPAとDKPTOの特許審査分野における協力強化、特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラム期間延長に関する共同声明」によると、中国とデンマークはPPH試行プログラムを2019年1月1日より5年間延長し、2023年12月31日まで実施すると決定した。

CNIPAとポルトガル国立工業所有権機関(INPI)は両国間のPPH試行プログラムを2019年1月1日より3年間延長し、2021年12月31日まで実施すると決定した。

中国とデンマークは2013年1月1日より、中国とポルトガルは2014年1月1日よりそれぞれPPH試行プログラムを始動した。

(出典:国家知識産権網 2018年12月26日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1134905.htm>

★★★2. 商標局が商標データベースを公開、無料利用可能★★★

12月26日、国家知識産権局(CNIPA)商標局が、既存のすべての商標についてその基本情報を無償で社会全体に公開した。これにより、商標登録の円滑化改革はさらに堅固な一歩を踏み出した。

商標データベースを一般向け公開することは、CNIPA商標局が商標登録の円滑化改革を確実に進め、商標の公共サービス水準を高めるための重要な施策である。商標データの開放、共有は商標データの活用を促進し、商標審査の透明度と審査活動の品質の向上に寄与するものとみられる。商標局のオンラインシステムに登録すれば、誰もが3500万件の商標の基本情報を無料でダウンロードすることができる。

商標局は今後、サービスシステムを絶えず改善し、内容の充実さとタイムリーなデータ更新に注力し、ユーザーの需要を満たすよう一層努力することとしている。

(出典:国家知識産権網 2018年12月26日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1134947.htm>

**★★★3. 国務院常務会議で知的財産権審査活動の効率向上を要求★★★**

12月24日、国務院の李克強総理が議長を務めた国務院常務会議で、民間経済と中小企業への支援強化、商標と特許の審査期間のさらなる短縮などの方針が決定された。

会議で「放管服」（「行政簡素化と権限委譲」、「監督管理の強化」、「サービスの最適化」）改革の推進、ビジネス環境の改善などに引き続き注力しなければならないと強調した。この中で、知的財産権の審査活動の効率向上について、電子出願の普及、費用の減免、証明書類の大幅な簡素化を求めるとともに、今年に大幅に短縮された商標登録の平均審査期間をさらに5ヶ月に短縮させ、今年に10%短縮された高価値な特許の審査期間をさらに15%以上短縮させる方針を明確にした。

（出典：国家知識産権網 2018年12月25日）

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1134819.htm>

**★★★4. 全国知識産権局局長会議が北京で開催、19年活動方針を決定★★★**

1月7日、全国知識産権局局長会議が北京で開催された。国家市場監督管理総局の張茅局長が出席し演説した。国家知識産権局の申長雨局長が活動報告を行った。

張局長は演説の中で全国の知的財産権機関が昨年獲得した実績を評価した。また、財産権制度の重要な一環である知的財産権制度の経済・社会発展における役割を強調した後、知的財産権の審査効率の向上などに注力し、知的財産権事業の発展を推し進めるよう呼びかけた。

申長雨局長は活動報告において今年の活動を総括した。さらに2019年の活動方針として、▽知的財産権審査業務の質、効率の向上、▽知的財産権保護のさらなる強化、▽知的財産権の総合的運用の促進、▽知的財産権の公共サービス能力の向上、▽知的財産権分野の国際協力の推進——などを含む9つの重点活動を明確にした。

（出典：国家知識産権網 2019年1月9日）

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1135205.htm>

**★★★5. 国務院、イノベーション関連改革支援措置第2弾を発表★★★**

国務院は「イノベーション関連改革支援措置第2弾の施行に関する通達」で、全国と、京津冀（北京市、天津市、河北省）、上海、広東（珠江デルタ）、安徽（合肥、蕪湖、蚌埠）、四川（成都、徳陽、綿陽）、湖北武漢、陝西西安、遼寧瀋陽の7地域で実施するイノベーション関連改革支援措置の第2弾23項目を発表した。

知的財産権保護の面では、▽知的財産権民事・刑事・行政事件の裁判を一括して行う「三合一」裁判体制の普及▽省級行政区内の特許など知的財産権関連事件に関する、地域を跨ぐ裁判体制の導入▽権利侵害による損失の軽減を中心とした特許保険制度の普及▽知的財産権裁判における技術調査官制度の導入——などの施策が含まれる。

この外、科学技術成果の転化奨励、科学技術金融イノベーションの促進、管理体制の刷新などに関する内容が盛り込まれている。

（出典：中国政府網 2019年1月8日）

[http://www.gov.cn/xinwen/2019-01/08/content\\_5355878.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-01/08/content_5355878.htm)

**★★★6. 全国市場監督管理活動会議が北京で開催、知財保護を一層強化へ★★★**

12月27日、全国市場監督管理活動会議が北京で開催された。国家市場監督管理総局の張茅局長が活動報告を行った。

張局長は活動報告の中で、2018年の市場監督管理活動で獲得した実績を総括した。今年、競争関連の法執行活動が推進され、競争環境は絶えず改善されている。この中で、知的財産権保護は一段と強化された。活動報告によると、今年、専利（特許、実用新案、意匠）権侵害事件5万9000件、商標関

連違法事件 2 万 5000 件をそれぞれ摘発したほか、9 つの知的財産権保護センター、29 の知的財産権仲裁調停機関の新規設立を認可し、知的財産権分野の信用喪失共同懲罰体制を国の 38 部門と共同で確立した。

知的財産権保護の強化について、活動報告の中で権利侵害行為の摘発強化、代理機構の監視管理強化、知的財産権金融サービスの強化などを求めている。会議ではまた、2019 年の市場監督管理活動の主要作業の一つとして「権利侵害模倣品摘発三年行動」を実施する方針を明確にした。

(出典：中国政府網 2018 年 12 月 28 日)

[http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/28/content\\_5352962.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/28/content_5352962.htm)

### ★★★7. 国家知識産権局と韓国特許庁、1 月 1 日より CSP 試行プログラムを始動★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) と韓国特許庁 (KIPO) が 2018 年 10 月 30 日に開催した第 24 回長官会合で両長官が署名した会談議事録に基づき、CNIPA と KIPO は 2019 年 1 月 1 日より特許共同審査 (CSP) 試行プログラムを始動させた。試行期間は 2 年、双方で合わせて 400 件の CSP 申請を受理する計画である。

CSP 試行プログラムにおいて、パリ条約ルートで出願された特許出願について、CNIPA と KIPO の審査官はそれぞれ検索を行い、検索報告書を交換した後、独自で一次審査通知を出し、審査を終了する。両国のパテントファミリーに関する出願審査の品質を向上させることがねらいである。

出願者は CNIPA と KIPO にそれぞれ CSP 申請を提出することができる。CNIPA に提出する場合の具体的な要件などは、「中韓特許共同審査 (CSP) 試行プログラム出願者ガイドライン」に記載されている。

(出典：国家知識産権網 2018 年 12 月 27 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1134963.htm>

### ★★★8. 国家市場監督管理総局、「行政処罰手続き暫定規定」を発布★★★

国家市場監督管理総局がこのほど、「市場監督管理行政処罰手続き暫定規定」を発布した。同「規定」は 2019 年 4 月 1 日より施行される。

「市場監督管理行政処罰手続き暫定規定」は 7 章、79 条からなる。「総則」、「管轄」、「行政処罰一般手続き」、「行政処罰簡易手続き」、「執行と結審」、「期間・送達」、「附則」の 7 つの部分に分けて市場監督管理部門による行政処罰の手続きについて定めている。

電子商取引経営者の違法行為について、その住所の所在地にある県レベル以上の市場監督管理部門が管轄するなど、第 9 条の中で詳細に規定している。具体的には、「電子商取引プラットフォーム事業者が自作のウェブサイトやその他のネットワークサービスを通じて、商品を販売したりサービスを提供したりする違法行為は、県レベル以上の市場監督管理部門の管轄下にある」という。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018 年 12 月 26 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/bmdt/201812/20181200208489.shtml>

## ○ 地方政府の動き

### ★★★1. 「四川省食品飲料産業専利ナビゲーション研究報告書」が発表★★★

四川省知的財産権サービス促進センターがこのほど成都で主催した「2018・天府知的財産権サミット」において、同センターと成都市科学技術情報研究院が共同で作成した「四川省食品・飲料産業専利ナビゲーション研究報告書」が発表された。

報告書は産業と専利という 2 つの視点から四川省の蒸留酒、茶、肉製品、食糧加工など 8 つの重点産業における専利ナビゲーション活動について分析を行った。これによると、四川省の食品・飲料産業は 2008 年から 2017 年までの 10 年間に合わせて専利 1 万 3830 件を出願した。特許 4764 件、実用新案 1501 件、意匠 7565 件が含まれる。一方、産業全体の専利運営レベルが低く、産学研協力も不十分で、産業発展と専利出願の分布に不均衡が見られていると報告書が指摘している。

報告書はまた、設備改造や技術イノベーション、新製品開発に重点を置いて、専利ナビゲーションと専利指導制度を導入し、企業の研究開発強化を奨励することなどを提案した。

(出典：国家知識産権網 2018 年 12 月 29 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1134966.htm>

### ★★★2. 中国（深セン）知的財産権保護センター、中国（南方）知的財産権運営センターが設立★★★

12 月 26 日に開催された深セン市「国家知的財産権強市建設推進大会」で、中国（深セン）知的財産権保護センターと中国（南方）知的財産権運営センターが正式に設立された。国家知識産権局の賀化副局長、広東省市場監督管理局の何巨峰副局長、深セン市の陳如桂市長が大会に出席した。

中国（深セン）知的財産権保護センターは、深セン市の新エネルギーとインターネット産業に専利（特許、実用新案、意匠）出願の迅速な受理、審査、登録のサービスを提供するとともに、専利審査における権利確認、行政法執行、司法連携、仲裁調停、保護支援などを連動させた知的財産権の迅速保護体制の構築に取り組む。一方、中国（南方）知的財産権運営センターは、知的財産権運営の「生態圏」を構築し、広東香港澳門大湾エリアと深センを中心とし、全国と世界で影響力を有する国家レベルの運営モデルプラットフォームを整備する。

(出典：広東省市場監督管理局 2018 年 12 月 28 日)

[http://zwgk.gd.gov.cn/00694001X/201812/t20181228\\_794609.html](http://zwgk.gd.gov.cn/00694001X/201812/t20181228_794609.html)

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 青海知識産権局と省高級法院、西寧市中級人法院が協力協定締結★★★

青海省知識産権局と青海省高級人民法院、西寧市中級人民法院がこのほど、「知的財産権司法保護と行政法執行の連携協力に関する枠組み協定」を締結した。三者は知的財産権分野の行政法執行と司法保護の効果的な連携を促進し、新時代と新情勢における知的財産権保護協力体制を構築することで合意した。

「協定」によると、省知識産権局と省高級法院、西寧市中級人民法院は知的財産権保護の協調に関する会議を定期的開催し、事件の検討、交流を行う外、専利代理人（弁理士）による技術事実調査の参与、事件に関する情報資源と研修資源の共有、協調連絡などを含む協力交流メカニズムを整備する。また、法律法規の普及啓発に注力し、一般の人々による知的財産権保護意識の向上に取り組むこととしている。

(出典：国家知識産権網 2018 年 12 月 24 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1134733.htm>

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 税関総署、「龍騰行動」で知財侵害貨物 309 万点押収★★★

税関総署が四ヶ月にわたり実施していた取締りキャンペーン「龍騰行動」が先日終了した。「龍騰行動」は税関による知的財産権保護活動の一つで、中国国内の輸出企業の知的財産権を侵害した疑いのある貨物を全国範囲で取り締まり、企業に公平な競争環境を提供することを目的とする。今回の取締りキャンペーンでは、各地の税関が 309 万点、総額 6114 万元の侵害貨物を押収した。

「龍騰行動」の実施は 2 年連続で、今年の摘発件数は昨年を 52.2%上回る 385 件。この中で、8.8%に当たる 34 件が特許権侵害に関するものであった。

税関総署によると、今年は税関の主導で国内数十社の有力輸出企業による知的財産権保護のための連絡組織も発足しており、一連のイベントは輸出企業の知的財産権活動の活性化に貢献しているという。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018 年 12 月 25 日)



<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/ywdt/201812/20181200208432.shtml>

### ★★★2. 上海質検局執法総隊、電子商取引分野の模倣品摘発活動を推進★★★

上海市質検局執法総隊は今年、企業の合法的權益の保護を狙い、電子商取引分野の品質違反行為を嚴重に取り締まり、電子商取引分野の模倣品摘発活動を推し進めている。

同総隊は昨年、上海電子商取引協会、アリババグループ、蘇寧電器、京東などの電子商取引企業と「製品品質共同エンフォースメント協力覚書」を締結した。今年はさらに電子商取引連絡チームを設け、各電子商取引企業と共同会議を定期的に行い、権利者との交流、協力を強化し、模倣品摘発情報の共有を中心とした新しい監視管理体制を整備した。また、製品の生産・流通・販売に対して全面的に監視を強化し、電子商取引分野の模倣品摘発を積極的に強化している。今年は電子商取引分野の模倣品事件 15 件を摘発し、この中の 5 件を司法機関に移送し、行政処罰事件 10 件で総額 300 万円にも上る模倣品を差し押さえた。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018 年 12 月 28 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201812/20181200208708.shtml>

## ○ 統計関連

### ★★★1. 中国の海外における特許出願が昨年 6 万件超、15%増★★★

世界知的所有權機関 (WIPO) がこのほどスイス・ジュネーブで「世界知的財産権インデックス」(WIPI) を発表した。同報告書によると、中国における国内企業と外国企業は、より良い知的財産権の保護と、知的財産権の活用促進を狙い、中国での特許出願を積極的に行っている。

一方、外国での市場拡大を目指し、中国企業も海外における特許ポートフォリオに取り組んでいる。昨年、中国出願者による対応特許出願は 6 万 310 件に達し、前年に比べて 15% 増加し、世界 5 位となっている。米国権利者による昨年の対応特許出願は 23 万 931 件で、引き続き世界トップを維持している。

(出典：国家知識産權網 2018 年 12 月 21 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1134714.htm>

### ★★★2. 今年のマドプロ出願が 9.6 万件、審査期間が 6 ヶ月以内に短縮★★★

国家知識産權局 (CNIPA) 商標審査協力センターと北京以外の都市にある 5 つの商標審査協力センターは年初から 12 月 15 日までに国体商標登録出願 795 万件、マドリッド協定に基づいた商標の国際出願 (マドプロ出願) 9.6 万件、変更・更新・譲渡などに関わる国際登録関連申請 8.1 万件を審査した。12 月 20 日、山東・済南市で CNIPA 商標局が開催した「2018 年度商標審査活動会議」でわかった。

CNIPA 商標局の林軍強副局長の説明によると、商標局と各審査協力センターは今年、「商標登録期間の大幅な短縮」という目標を目指して商標審査の効率と品質の向上に取り組んでいる。国内の商標登録とマドプロ出願の平均審査期間は 6 ヶ月以内に、国内と国際の変更・更新審査期間は 1 ヶ月に、国内譲渡審査期間は 4 ヶ月に、国際譲渡審査期間は 3 ヶ月にそれぞれ短縮された。

また、林副局長によると、中国の商標登録の審査期間は来年、5 ヶ月に短縮され、その他の業務の審査期間も更に短縮される見通しである。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018 年 12 月 21 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/bmdt/201812/20181200208224.shtml>

### ★★★3. 今年の音楽著作権使用料が 3 億元を超える見通し、昨年は 2 億 1600 万元★★★

中国の今年の音楽著作権使用料が 3 億元を超える見通しである。12 月 17 日、広州で開かれた「中国 EU デジタル環境下の著作権保護とライセンス」シンポジウムでわかった。

中国音楽著作権協会の劉平副総幹事によると、1993年に発足した同協会は現在、国内会員が8900人を超え、協会の管理する音楽作品が1400万曲に達している。昨年未までに、同協会は外国の75の音楽著作権関連協会と協力協定を締結している。

1993年から2017年までの音楽著作権使用料の総収入は14億5800万元である。この中で、2017年の使用料収入は2億1600万元、今年は3億元を超える見通し。劉副幹事長はまた、同協会は会員の著作権保護活動を積極的に支援し、毎年権利保護に関する訴訟100件以上を提起していると説明した。昨年は300件を超えたという。

(出典：国家版權局公式サイト 2018年12月18日)

<http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/518/390734.html>

#### ★★★4. 中国の特許保有件数が160万件を突破、総合実力も一段向上★★★

1月7日に北京で開催された2019年全国知識産権局局長会議から、昨年、中国の知的財産権の総合実力が一段と向上し、知的財産権保護が全面的に強化され、知的財産権審査の質と効率が着実に向上したことがわかった。

統計によると、2018年末現在、中国大陸部（香港、マカオ、台湾を除く）の特許保有件数は前年比18.1%増の160万2000件、人口1万人あたり特許保有件数は11.5件に達した。2018年のPCT国際特許出願件数は5万5000件、前年同期比9.0%の増加となっている。国内有効商標登録件数（外国権利者の中国での登録及びマドリッド・プロトコルに基づく登録を除く）は32.8%増の1804万9000件。マドリッド・プロトコルに基づく国際登録出願件数は約25%増の6000件以上。地理的表示（GI）製品は2380件、地理的商標登録件数は4867件にそれぞれ達する。昨年の知的財産権の輸出入総額は350億ドルを超えている。

昨年、全国の商標管理機関は商標権違反事件3万1000件を調査、処理した。差し押さえられた模倣品などの総額は5億5000万元に、行政機関が科した制裁金は5億1000万元にそれぞれ上る。

(出典：国家知識産権網 2019年1月9日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1135206.htm>

#### ★★★5. 中国の国家ハイテク区のGDPが全国の11.5%に、17年★★★

12月25日に発表された「国家ハイテク区イノベーション能力評価報告書（2018年）」によると、2017年の国家ハイテク区の国内総生産（GDP）が9兆5171億4千万元に達し、同年の中国のGDPの11.5%を占めた。この数字は2001年には2.6%だった。

この報告書は国家科学技術部傘下のたいまつハイテク産業開発センターと中国科学院科学技術戦略コンサルティング研究院・中国ハイテク区研究センターが共同で作成した。今年は、シリーズ化された同報告書の2013年の最初のリリース以来、6回目の発行となる。

報告書によると、17年に国家ハイテク区は全国の研究開発（R&D）経費投資への寄与度が35%に上り、入居企業のR&D経費投資強度は2.01%に達した。中国上場企業の17年の平均にほぼ匹敵する数字となっている。イノベーションの産出効率は全国平均水準を遥かに超えており、1万人当たりの特許出願件数、特許登録件数、特許保有件数はいずれも全国平均の7倍以上の水準に達する。

(出典：国家知識産権戦略網 2018年12月27日)

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=44844>

#### ○ その他知財関連

##### ★★★1. 中国国家版權局と日本国文化庁が上海で著作権セミナーを開催★★★

12月21日、中国国家版權局と日本国文化庁が共催する「2018中日著作権セミナー」が上海で開催された。中国国家版權局・版權管理局の于慈珂局長、日本国文化庁の内藤敏也官房審議官がセミナー

に出席し、演説した。両国の政府、業界関係者 80 数名は「デジタル環境下の著作権保護制度整備」、「デジタル環境下の著作権保護に関する業界の実践」などのテーマを巡って交流、議論を行った。

内藤審議官は日本の著作権法改正作業の進捗状況を説明した。コンテンツ産業における両国間の著作権保護協力を評価した後、今回セミナーを機に政府、業界組織、企業の各レベルでより多くの協力、交流を展開するよう望むと語った。

于局長は、中国政府はより積極的な姿勢で著作権制度の発展に関する情報、経験の共有を行い、両国間の著作権協力事業の持続的な発展を推し進めていきたいと表明した。

(出典：国家版權局公式サイト 2018 年 12 月 21 日)

<http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/520/390802.html>

### ★★★2. インターネット企業 36 社が「社会的責任履行イニシアチブ」に署名★★★

12 月 19 日に北京で開催された第 5 回中国インターネット企業社会的責任フォーラムにおいて、アリババ、テンセント、百度、京東、美团を含む中国の大手インターネット企業 36 社が「2018 中国インターネット企業社会的責任履行イニシアチブ」に署名し、健全なインターネット環境の構築と業界の長期的で健全な発展を共に促進していくと表明した。

中国インターネット協会が主催した同フォーラムで、「中国インターネット業界社会的責任報告書（2017～2018 年度）」も発表された。報告書に▽国家戦略に基づいたイノベーション発展理念の徹底、▽イノベーション活力の引き出し、▽ネットワーク整備・管理の強化、▽開放・協力の拡大、▽管理体制の改善——に関するインターネット企業の社会的責任の履行状況などがまとめられている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018 年 12 月 20 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/bmdt/201812/20181200208099.shtml>

---

#### 【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

---

#### 【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

#### 【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

#### 【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。



本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved